

# Q&A集 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業

令和6年4月改訂  
横手市建設部 建築住宅課

## ～目次～

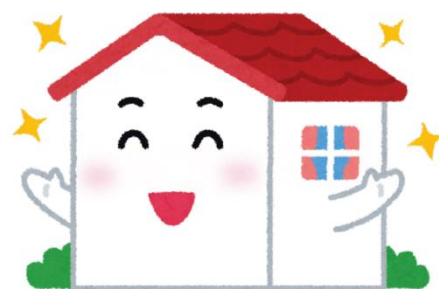
### 【申請について】

- (1) 手続きに関する事 P2
- (2) 補助対象者に関する事 P3
- (3) 補助対象住宅に関する事 P3
- (4) 他の補助金について P4
- (5) 工事施工者に関する事 P4
- (6) 資料作成に関する事 P5
- (7) 現地確認・補助金に関する事 P5



### 【工事について】

- (1) 対象工事に関する事 P5
- (2) 雪対策のための改修工事に関する事 P6
- (3) バリアフリー化工改修事に関する事 P8
- (4) 省エネルギー・断熱化改修工事に関する事 P8
  - ① 断熱化改修工事に関する事
  - ② 省エネルギー化改修工事に関する事
- (5) 防災・減災対策のための改修工事に関する事 P10



## 【申請について】

### (1)手続きに関すること

Q1: 申請窓口はどこですか？

A1: 横手市建設部建築住宅課(秋田県平鹿地域振興局庁舎 2階)です。

Q2: 申請者と設計者、施工業者の誰が申請に行けばいいですか？

A2: 原則、申請者が申請することとしております。工事内容が複雑な場合は、設計者や施工業者に同席していただくことをお勧めします。

Q3: 交付決定前に工事着手をしたいのですが？

A3: 交付決定前の工事着手は認められません。交付決定日以降に着手してください。

Q4: 納税証明書は必要ですか？

A4: 市税台帳の閲覧に同意する旨、市建築住宅課に同意書を提出することで省略できます。

Q5: 過去に(H21～R5年度)リフォーム補助金を利用しましたが、今回の補助事業も申請できますか？

A5: 令和3～5年度に補助金交付を受けた場合は、再度申請できません。令和2年度以前に補助金交付を受けた場合は、再度申請できます。

Q6: 工事途中で工事内容(補助金額に影響のあるもの)に変更・追加が生じた場合、どのような手続きが必要ですか？

A6: 施工途中で工事内容の変更が見込まれ、補助金交付決定通知書に記載の交付決定額に変更が生じる場合は、変更申請の手続きが必要になります。変更・追加工事の着手前にご相談ください。

Q7: 対象工事費に変更はありませんが、総工事費が変更となりました。変更申請は必要ですか？

A7: 交付決定額に変更がないため、変更申請の必要はありませんが、完了実績報告時に変更後の契約書(写)と見積書を添付してください。

Q8: 完了実績報告の際に領収書が必要とありますが、支払いが済んでいません(一部未払いを含む)。完了実績報告書の提出はできますか？

A8: できません。請負者に全額(工事)代金を支払い、その領収書を添え完了実績報告を行ってください。

Q9: 申請者が連名で工事契約し、支払も複数名となる場合は対象になりますか？

A9: 原則、1建物につき、1回の申請となりますので、申請者は1名となります。補助対象工事費にあっても申請者が負担する工事費分からの算定となります。

## (2)補助対象者に関すること

Q1:親族(親子・配偶者)所有の住宅を同居親族が申請者になれますか？

A1:同居の親族(親子、配偶者)は申請者要件に適合します。なお、続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)が必要になる場合があります。

Q2:親族(親子・配偶者)所有の住宅を別居親族(親子・配偶者)が申請者になれますか？

A2:所有者及び申請者のいずれも横手市民である場合は申請者になれます。なお、続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)が必要になる場合があります。

Q3:申請者または同居者(世帯員)が市税を滞納している場合でも申請できますか？

A3:できません。滞納が解消されることにより申請できます。

Q4:市内の空き家を改修し転居する場合、その改修工事は対象になりますか？

A4:申請時に売買契約書等で所有者を確認し、完了実績報告時に住民票で転入の事実を確認します。なお、県外からの転入は一定要件のもと、他の制度が対象になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

## (3)補助対象住宅に関すること

Q1:新築してすぐの住宅は対象になりますか？

A1:新築住宅が建った日(検査済証の交付日)から1年を経過している住宅の改修工事を対象としております。なお、検査済証の写しが必要になる場合があります。

Q2:店舗・事務所等の併用住宅は補助対象の住宅になりますか？

A2:住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上であれば対象になります。また、対象となるのは住宅部分のみとし、店舗・事務所等部分の工事は対象になりません。

Q3:別荘などのセカンドハウスは対象になりますか？

A3:対象になりません。

Q4:アパートなどの借家は対象になりますか？

A4:対象になりません。

Q5:アパートなどの貸家を所有していますが、対象になりますか？

A5:対象になりません。ただし、アパートなどの貸家に所有者が住んでいる場合は、その居住部分(アパートの一室の専有部分)や複数棟の貸家のうち一棟は、持家と同じ扱いとして対象になります。

Q6:住宅以外の物置や車庫は対象になりますか？

A6:住宅と同一敷地内の別棟や付属棟も対象になります。ただし、道路を挟んでいる場合などは対象になりません。

---

Q7:住宅と同一敷地内の作業小屋は対象になりますか？

A7:対象になりません。

---

Q8:法人所有の建物は補助対象になりますか？

A8:法人・団体等の建物は対象になりません。個人所有の住宅等が対象になります。

---

Q9:所有者が親の兄弟ですが申請できますか？

A9:申請できません。

---

#### (4)他の補助金について

---

Q1:秋田県の住宅リフォーム補助と併用できますか？

A1:秋田県の住宅リフォーム補助金との併用は可能です。

---

Q2:横手市の再生可能エネルギー等事業補助金や介護保険制度を利用する場合は、併用できますか？

A2:併用できません。ただし、対象工事の内容が重複しない場合は対象になります。

---

Q3:他の国庫補助事業と併用できますか？

A3:併用できません。

---

#### (5)工事施工者に関すること

---

Q1:市外の業者に工事をお願いする予定なのですが対象になりますか？

A1:対象になりません。市内業者でお願いします。

---

Q2:申請者自ら施工するなど、工事請負契約書等が存在しない場合は申請可能ですか？

A2:契約書(写)の提出は必須であり申請できませんが、契約を交わす場合にあっては申請可能です。ただし、ご本人の労務費等は補助の対象になりません。

---

Q3:市内の個人の大工さんと工事契約した場合も対象になりますか？

A3:対象になります。

---

Q4:工事契約をした業者が市税等を滞納していた場合対象になりますか？

A4:対象になりません。滞納が解消されることにより対象となります。

---

## (6)資料作成に関すること

---

Q1:自分で資料を作成した場合、資料作成費として補助対象になりますか？

A1:対象になりません。

---

Q2:施工業者さんと資料作成者が同じ場合でも資料作成費として補助対象になりますか？

A2:対象になります。見積書等に資料作成費の項目や金額が分かるよう依頼し、ご契約をお願いします。

---

Q3:資料作成する設計担当者が市外業者の場合は、資料作成費として補助対象になりますか？

A3:対象になりません。市内の業者が対象になります。

---

Q4:資料作成費も一部補助ですか？

A4:資料作成費は対象工事費に応じて上限額があります。(要綱 別表第2)

---

## (7)現地確認・補助金に関すること

---

Q1:対象工事の確認方法はどのように行いますか？

A1:施工中の写真と使用した製品の出荷証明書等で確認します。また、完了後の現地確認で施工箇所の撮影を行います。

---

Q2:補助金はいつ頃振り込まれますか？

A2:補助の確定通知書が送付されますが、その到着後2週間を目途に届出の口座にお振込みします。お振込み(予定)日は、確定通知書に同封しお知らせします。

---

## 【工事について】

### (1)対象工事に関すること

---

Q1:対象になる改修工事の内容はどのような工事ですか？

A1:雪対策、バリアフリー、省エネ・断熱性向上、防災・減災対策の各項目に該当する工事として、補助金要綱別表1に記載している工事が対象になります。事前に建築住宅課窓口等でご確認をお願いします。

---

Q2:工事の契約が複数ある場合は、補助の対象工事費はどのように算定しますか？

A2:複数ある対象の工事を合算した額を対象工事費とします。

---

Q3:新築工事の場合は対象になりますか？

A3:既存住宅等の機能又は性能の向上を目的としているため、対象になりません。

---

Q4:増改築工事の場合は対象になりますか？

A4:工事後の延べ面積が既存住宅全体の延べ面積の2倍を超える増改築工事は、対象になりません。工事の補助対象部分については、事前に建築住宅課窓口等でご確認をお願いします。また、増築で建築確認申請が必要な場合は、完了実績報告の際に、検査済証の写しを添付していただきます。

Q5:仮設の浴室及びトイレ等は補助対象になりますか？

A5:対象になりません。

Q6:諸経費は補助対象になりますか？

A6:対象になりません。ただし、資料作成費分であれば、対象工事費に応じて一部補助があります。

Q7:仮設工事は対象になりますか？

A7:対象工事のための直接仮設工事であれば対象になります。

Q8:予定の工事が補助対象にならなかった場合の、設計費分の補助は対象になりますか？

A8:資料作成費分のみの補助はできません。事前に補助対象工事をご確認の上、申請をお願いします。

Q9:畳の張替は対象になりますか？

A9:対象になりません。(バリアフリー化、断熱化改修工事いずれの復旧工事でも対象外です。)

## (2)雪対策のための改修工事に関すること

Q1:屋根に融雪設備を設置し、付随して雨どいヒーターも設置する場合、雨どい製品の 신설・交換は対象になりますか？

A1:対象になります。

Q2:融雪設備の設置はカーポートの床部分も対象となりますか？

A2:壁などが無く、十分に外気に開放されている場合は、対象になります。

Q3:散水式融雪設備の設置工事において、井戸掘りや散水用の移動可能な配管、ホースは補助の対象になりますか？

A3:井戸掘り及び容易な取り外しや移動ができないよう金物で固定された配管は、対象になります。ただし、ホースは対象外になります。

Q4:消・融雪設備を設置する際に、ポンプ機器及び操作盤を新設小屋に設け、その内部に設置した場合、小屋の新設は対象になりますか？

A4:消・融雪設備に付随する専用ものと判断できる場合は、対象になります。

Q5:融雪設備の更新工事(ボイラーの更新、不凍液の入れ替え)をしたいのですが対象になりますか？

A5:融雪設備の新規設置工事及び全交換、増設工事が対象になります。ボイラー更新等の工事は、メンテナンスや維持管理であるとの解釈から対象になりません。

Q6:2階を減築し、屋根勾配を変更(1寸勾配以下又は4寸勾配以上)する場合、対象になりますか？

A6:対象になります。ただし、小屋組の解体と復旧は対象になりますが、2階の柱、壁等の解体は対象になりません。

Q7:屋根の葺き替えは対象になりますか？

A7:屋根形状の変更(自然落雪型または無落雪型)、軒先補強(ただし補強範囲内のみ)に伴う屋根葺工事は対象になります。

Q8:屋根、外壁の塗り替えは対象になりますか？

A8:メンテナンスや維持管理であるとの解釈から対象になりません。

Q9:雪止め金具の設置は対象になりますか？

A9:新たに設置または取替する場合は対象になります。

Q10:落雪防止柵や防雪フェンスは対象になりますか？

A10:対象になります。ただし、落雪等により破損、倒壊の恐れがある場合は、対象になりません。事前に参考となる図面や写真を準備してご相談ください。

Q11:はしごの設置は対象になりますか？

A11:雪下ろし作業の安全を確保するために行う固定式はしご、はしご脱落防止金具、安全带取付装置、これらに類するものの設置は対象になります。(ただし、容易に取り外しができるはしごは対象外です。)

Q12:対象となる風除室の仕様を教えてください。

A12:10㎡以下で、構造材は容易に腐朽しない鋼製または基礎を有する木材とし、面材は容易に破損しないものとします。なお、タキロン等は対象外です。(準防火地域にあっては建築確認が必要です。)

Q13:雪囲いは対象になりますか？

A13:建築物と認められないため対象になりません。

Q14:雪害で、軒折れの現状復旧は対象になりますか？

A14:現状復旧は対象になりません。ただし、今後軒折れが起こらないように補強する工事が補助の対象になります。

Q15:軒折れが心配な部分(軒の中央部分)のみ補強を行います。補助対象になりますか？

A15:補助の対象になります。ただし、補強しなかった部分において軒折れの恐れがあるため、全体の補強が望ましいです。

Q16: 軒先の勾配変更は対象になりますか？

A16: 既存が 4 寸勾配未満の軒先を、4 寸勾配以上に変更する部分が対象になります。

---

Q17: 雪割りの設置は対象になりますか？

A17: 対象になります。

---

### (3) バリアフリー化改修工事に関すること

---

Q1: 床の段差解消の基準はありますか？

A1: 県のバリアフリー条例に基づき 10mm 以上の段差を 10mm 未満にする工事を段差解消工事とします。

---

Q2: 玄関までのアプローチ部分(外部)のスロープ設置は対象になりますか？

A2: 対象になります。

---

Q3: 前述のスロープに設置する融雪装置は対象になりますか？

A3: 対象になります。

---

Q4: ユニットバスにしたいのですが対象になりますか？

A4: 段差の解消を伴う場合は対象になります。入口部分の断面図を添付してください。ただし、配管や電気工事などの設備工事は対象になりません。

---

Q5: 開き戸から引込戸への交換工事は対象になりますか？

A5 現状が開き戸の場合、引き戸や折れ戸へ交換する工事が対象になります。

---

### (4) 省エネルギー・断熱化改修工事に関すること

#### ① 断熱化改修工事に関すること

---

Q1: 掃き出し窓を腰壁有りの窓にする場合は対象になりますか？

A1: 対象になります。サッシの形状は問いません。

---

Q2: 建物の一部のみ断熱材を設置する工事は対象になりますか？

A2: 建物の一部でも補助の対象となることがあります。事前にお問い合わせください。

---

Q3: 現在、使用しているサッシのガラスを断熱ペアガラスに交換する場合は対象になりますか？

A3: 住宅性能表示基準の等級 2 を満たす場合は対象になります。また、二重サッシにする場合も同様となります。

---



Q4: 高断熱浴槽(ユニットバス)の増設及び新設は対象になりますか？

A4: 対象になりません。既存の浴室を改修する場合のみ対象になります。

Q5: 断熱改修工事において日常使う部屋と使わない部屋の間仕切壁(内壁)に断熱をして区画したい場合は対象になりますか？

A5: 対象になりません。ただし、居室と半屋外(車庫等)の内壁は対象となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

Q6: 断熱サッシの増設(新規設置)は対象になりますか？

A6: 開口部は、壁に比べ断熱性能が劣るため、サッシの増設は対象になりません。

Q7: 断熱材入りの外壁材は対象になりますか？

A7: 外壁材のみで住宅性能表示基準の等級2を満たす場合や、同等の性能を有していると判断される場合は対象になります。

Q8: 吹付する断熱改修工事は対象になりますか？

A8: 製品性能、施工の厚さなど、一定基準以上の断熱性能が証明できれば対象になります。

## ② 省エネルギー化改修工事に関すること

Q1: LED 照明の設置は対象になりますか？

A1: 個人で LED 照明の球のみ交換する場合は、対象になりません。ただし、器具の交換等、電気工事を伴って既存の照明を更新する場合は対象になります。

Q2: 高効率給湯器(エコ給湯)設置は対象になりますか？

A2: 対象になりません。

Q3: 節水型衛生器具は対象になりますか？

A3: 非水洗型または非節水型大便器を“節水型の大便器”に更新する工事は対象になります。ただし、小便器の更新は対象になりません。

Q4: オール電化やIH式調理器の設置は対象になりますか？

A4: 対象になりません。

Q5: ガス器具の更新は対象になりますか？

A5: 対象になりません。

Q6: 節水型大便器・LED 照明器具の増設工事は対象になりますか？

A6: 器具の増設は結果としてエネルギー消費量が増えるため、増設は対象になりません。

## (5) 防災・減災対策のための改修工事に関すること

Q1:横手市では、耐震シェルター等設置費の一部補助を行っていると聞いたのですが、耐震シェルターについて教えてください。

A1:耐震シェルターは、地震で住宅が倒壊しても一定の空間を確保することができ、倒壊の危険を防ぐための装置です。住みながらの工事が可能とされており、耐震改修工事に比べて短期間での設置が可能で、廉価で設置できます。なお、耐震シェルターの他、ベッドを安全空間にする耐震ベッドも補助の対象になります。ご検討されている場合は、お問い合わせください。

Q2:ブロック塀が古くなり、地震で倒壊の不安があるため撤去しようと思うのですが、補助の対象になりますか？

A2:住宅敷地内のブロック塀等で、市が撤去を要すると認める箇所は対象になります。ただし、撤去費用の合計額が10万円以上の工事を対象にします。

Q3:補助対象となるブロック塀“等”とは、どのようなものがありますか？

A3:コンクリートブロックの他、レンガ、石等の組積造の塀も対象になります。ただし、擁壁は対象になりません。

Q4:ブロック塀等の高さが低くても対象になりますか？また、擁壁の上のブロック塀等は対象になりますか？

A4:80cmを基準とします。倒壊し、胸部が強く圧迫された場合、その衝撃や窒息から生命に重大な影響を及ぼす恐れがあり、小学校1年生(6~7歳)の胸部の平均高さは80cm、また建築基準法上の道路の最小幅員は原則4mとされており、この過半を閉塞する塀の高さは80cm超と考えられているためです。なお、擁壁の上のブロック塀等もこの高さを超える場合は、対象に含みます。

Q5:門柱の撤去も補助対象になりますか？

A5:補助の対象となるブロック塀等と一体とみなされる場合は対象になります。ただし、組積造ではない石柱や鉄筋コンクリート造の場合は対象にならない場合があります。

Q6:撤去したブロック塀等の運搬費や処分費も対象になりますか？

A6:対象になります。また、対象工事のための直接仮設工事であれば対象になります。ただし、補修費、諸経費、調査費等は対象になりません。

Q7:すでに取り壊したブロック塀等は対象になりますか？

A7:すでに工事が完了している場合は対象になりません。補助金の交付決定通知を受けてから着手をお願いします。

Q8:道路等に面していない場合でも対象になりますか？

A8:対象になります。

Q9:在宅リモートワークとは何を指しますか。

A9:事業所に出勤することなく、自宅で業務を行うことを指します。

---

Q10:在宅リモートワークができる環境を整備する工事はどのような人が対象となりますか。

A10:事業所に属し、在宅リモートワークができる環境の整備を事業所より推奨されている方が、対象になります。また、申請に際して事業所代表者からの証明書を添付していただきます。

---

Q11:事業所からの証明書とはどのようなものですか。

A11:事業所代表者が、申請者に対して在宅リモートワークができる環境の整備を推奨することを証明する指定様式です。

---

Q12:在宅リモートワークができる環境を整備する工事は事業主も対象になりますか。

A12:事業主が自宅に在宅リモートワークをするための室を設ける場合、住宅の専用部分ではなく、併用部分(事務所や店舗等)であるため対象になりません。

---

Q13:学生が在宅リモート授業を受けるための工事は対象になりますか。

A13:在宅リモートワークは「業務を行うこと」と定義しているので、学習目的の場合は対象になりません。

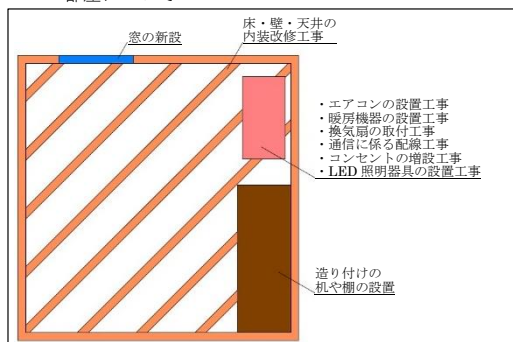
---

**Q14: 在宅リモートワークができる環境を整備する工事とはどのようなものですか？**

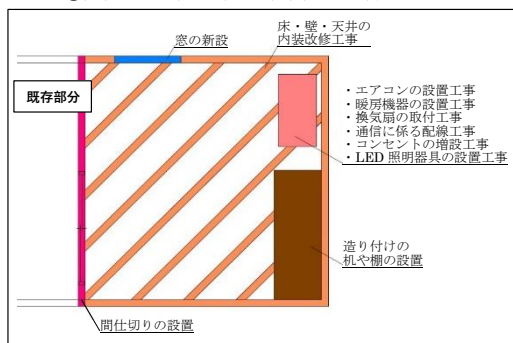
A14: 以下の表のとおりです。

		対象工事	対象外工事
在宅リモートワークができる環境を整備する改修工事	【共通項目】 部屋について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造り付けの机や棚を設置する工事</li> <li>・内装改修工事</li> <li>・窓を新設する工事（住宅の住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示基準の等級2を満たすよう行うもの）</li> <li>・エアコンの設置工事</li> <li>・暖房機器の設置工事</li> <li>・換気扇の取付工事</li> <li>・通信に係る配線工事</li> <li>・コンセントの増設工事</li> <li>・LED照明器具の設置工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動可能な机や椅子の購入</li> <li>・アコーディオンカーテン、ロールスクリーン、布カーテンやパーテーションによって間仕切りを設ける工事</li> <li>・パソコンやプリンターの購入</li> <li>・別棟（離れ、プレハブ小屋等）の増築工事</li> </ul>
	①間仕切りを設け部屋を区画した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間仕切りを設ける工事(簡易間仕切りを除く)</li> </ul>	
	②増築し部屋を設けた場合（別棟増築を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築し室を設ける工事</li> </ul>	

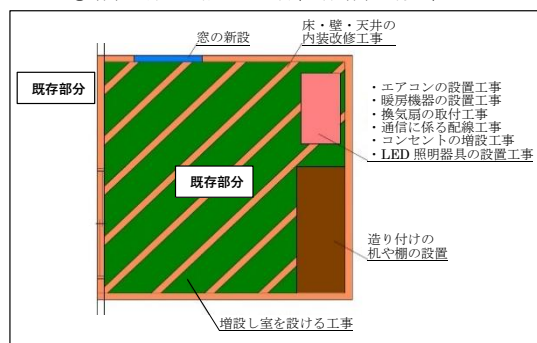
【共通事項】  
部屋について



①間仕切りを設け部屋を区画した場合



②増築し部屋を設けた場合（別棟増築を除く）



Q15: 既存住宅に棟続きで増築し、増築部分に在宅リモートワークをするための室を設置する場合、補助対象工事になりますか。

A15: 工事後の延べ面積が既存住宅全体の延べ面積の2倍を超えない増改築工事は対象になります。また、増築で建築確認申請が必要な場合は、完了報告の際に、検査済証の写しを添付していただきます。

---

Q16: 同一敷地内に別棟で離れを増築して、在宅リモートワークをするための室を設置する場合、補助対象工事になりますか。

A16: 別棟の増築は補助対象になりません。ただし、住宅の同一敷地内における既存の離れを改修し、在宅リモートワークをするための室として使用する場合は補助の対象になります。

---

Q17: 机や収納棚は補助の対象になりますか。

A17: 造り付けの机や収納棚は、補助の対象になります。容易に移動ができるものは補助の対象になりません。

---

Q18: 窓のブラインドやカーテンを設置する場合は対象になりますか。

A18: 対象になりません。

---

Q19: アコーディオンカーテンやロールスクリーン、布カーテンを間仕切り壁として設置する場合、補助対象工事になりますか。

A19: 対象になりません。

---

Q20: 在宅リモートワークのためにパソコンの購入は、補助対象工事になりますか。

A20: 備品購入は補助の対象になりません。

---

その他ご不明な点等ございましたら、横手市 建築住宅課  
(TEL 0182 - 35 - 2224) までお問い合わせください。